

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分	起 訴 事 件										区 分			
	前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪 無 罪						有罪に係る人員及び金額				
				有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金 人 員		金 額		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	16		申告所得税
		6	21	27	16	-	-	-	11	16		16	272,000	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-		法人税
		9	13	22	18	-	-	-	4	20		18	364,000	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	2		その他
		2	4	6	2	-	-	-	4	2		2	740,000	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	18		合 計
		17	38	55	36	-	-	-	19	38		36	1,376,000	

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	-	第 159 条	外	-	ほ脱犯規定	外	-
		16			18			2
第 244 条	外	-	第 164 条	外	18	両罰規定	外	-
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	18	合 計	外	-
		16			18			2

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税			地方道路税	石 油 ガ ス 税			区 分			
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯		秩序犯	計					
		酒 類 造 者	酒 販 売 業 者																
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	4	4	-	4	1	-	1	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	4	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 発	取 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		取 税 官 吏
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 税 額	外	-	-	1,211	1,211	-	1,211	129	-	129	14	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 税 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	195	195	-	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			た ば こ 税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区 分		
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計									
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	検 挙		
													10			
処 理 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通 告 処 分	処 理 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		収 税 官 吏
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
不 告 発 処 分 前 公 訴 権 消 滅	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,354	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	195	通 告 処 分 額		
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,902	通 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	外	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
		酒類等製造者	酒類販売業者																
要履行件数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済
	通告処分	-	2	7	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分
	計	-	2	7	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履行等件数	通告不履行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行
	通告後消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅
	通告履行	-	2	7	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行
	計	-	2	7	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本年度未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数
通告履行罰科金額相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		-	-	195	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	195
		-	300	1,602	1,902	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,902

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	kg	千円	件数	犯則数量	kg	千円	件数	犯則数量	kg	千円	件数	犯則数量	kg												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 1 2	14,549	-	1,211	外 1 2	14,549	-	1,211	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 2 5	17,963	-	-	外 2 5	17,963	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)2 _	(外)14,477	-	-	(外)2 _	(外)14,477	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1,513,567	-	-	外 1 _	-	-	-	外 1 2	1,513,567	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1,513,567	-	-	(外)2 外 4 7	(外)14,477 32,512	-	1,211	(外)2 外 4 9	(外)14,477 1,546,079	-	1,211	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	1	第15条第1項第1号	1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第2号	-	第28条第2号	-	第24条第2号	-	第28条第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
合計	1	合計	1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第2号	-	第20条第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。